



1. 林野庁の動き（4月）

（1）森林環境譲与税の広報活動に関する取組事例集を公表

令和6年度からの森林環境税の課税開始を見据えて、これまで譲与された森林環境譲与税による成果・効果を、広く一般の皆様にお伝えしていくことが急務となっています。

このため、林野庁では、本年1～3月に実施した調査結果を踏まえて、森林環境譲与税の広報活動に関する取組事例集「森林環境譲与税に関する広報－自治体における取組事例－」を作成し、以下の林野庁HPに公表・掲載しました。

本事例集では、市町村の取組を中心に、①用途公表HPの工夫、②広報誌の活用、③独自の広報資材の作成、④事業箇所や施設・製品などへの表示、⑤事業のプレスリリースの分野別に、特徴的な事例（市町村49事例、都道府県3事例）を紹介しています。

各都道府県・市町村におかれては、本事例集も参考にしながら、更なる広報活動の強化をお願い致します。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhoutorikumi/jirei-1.pdf>

（2）森林境界の明確化に関する資料を公表

森林経営管理制度の推進に当たっては、集積計画を策定しようとしても、森林の境界が不明確であるために、対象区域を特定できないことが大きな課題となっています。

このため、林野庁では、森林境界の明確化の概要と取組事例をとりまとめた資料を作成し、以下の林野庁HPに公表・掲載しました。

本資料では、地籍調査の進捗状況を紹介した上で、森林整備地域活動支援対策による境界の明確化の進め方、森林境界明確化と地籍調査の連携などについて説明しています。また、事例として、リモートセンシングデータの活用による現地立会の省略、森林境界明確化と地籍調査との連携、森林組合による地籍調査の実施など10の取組を紹介しています。

近年の技術の進展により、森林境界の明確化に当たって、現地立会を省略することも可能となっています。各都道府県・市町村におかれては、本資料も参考にしながら、境界明確化の更なる促進をお願い致します。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/attach/pdf/index-27.pdf

（3）固定資産課税台帳情報の活用状況に関する調査結果をHPに公表

令和2年の森林法改正により、市町村が、林地台帳の更新を目的として、森林所有者を調査する際、固定資産台帳情報を内部で活用することが可能となっています。

林野庁では、昨年12月に、各市町村を対象に、林地台帳の更新等における固定資産課税台帳情報の活用状況に関する調査を実施しました（本誌1月号参照）。この度、調査結果をとりまとめ、以下の林野庁HPに公表・掲載しました。

調査結果では、林地台帳を整備している1,614市町村のうち1,187市町村（74%）が固定

資産課税台帳情報を「活用済み」(1,007市町村)又は「活用見込み」(180市町村)でした。「活用済み」又は「活用見込み」の市町村の割合は74%で、令和3年度の71%から3ポイント上昇しました。

森林所有者の探索に当たっては、林地台帳への反映を前提として、固定資産課税台帳情報を活用することが可能です。各市町村におかれては、課税担当部署の協力を得ながら、固定資産課税台帳情報の一層の活用をお願い致します。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-19.pdf>

(4) 全自治体における森林環境譲与税の使途公表 URL を整理・公表

各自治体における森林環境譲与税の使途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、インターネットの利用等により、公表しなければならないこととされています。

この度、林野庁では、各都道府県・市町村による令和3年度分の森林環境譲与税の使途を公表した URL の一覧を整理して、以下の林野庁 HP に公表・掲載しました。

本一覧表では、47 都道府県、1,741 市町村の全てを対象に、使途公表ページの URL を整理しています(一部、公表準備中の市町村があります)。

なお、同一覧表は、総務省 HP にも掲載されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhyouichiran-3.xlsx> (林野庁 HP)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000873102.xlsx (総務省 HP)

(5) 令和4年度における森林環境譲与税の譲与額が確定・公表

令和4年度に各都道府県及び市町村に譲与された譲与額一覧表が、以下の総務省 HP に掲載されました。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000874401.pdf

2. 各地の動き (3月)

(1) 北海道千歳市が共有者不明森林に係る公告を実施

森林経営管理制度では、「所有者不明森林等の特例措置」により、所有者の一部又は全部が不明な森林であっても、一定の手続きを経て、市町村が当該森林の経営管理を受託することが可能となっています。

北海道千歳市は、昨年12月22日に、市内の森林0.11haを対象として、共有者不明森林の特例措置に係る公告を実施しました。これまでに特例措置を活用した市町は、同市のほか、青森県三戸町、群馬県甘楽町、京都府綾部市、鳥取県若桜町の5市町となりました(令和5年4月26日時点)。

なお、公告実施中の案件については、以下の林野庁HPに整理しております。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#4.2.1>

(2) 東京都杉並区と青梅市が「森林整備の実施に関する協定」を締結

東京都杉並区と青梅市は、3月23日に、「杉並区と青梅市との共同による森林整備に関する協定」を締結しました。

同協定では、青梅市が所有する森林を対象に、杉並区が森林環境譲与税を活用して整備を

進めることで、二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、区による二酸化炭素排出量と相殺する「カーボンオフセット事業」を実施することとしています。

今後は、整備した森林において、区民参加による体験型森林環境学習の取組も進める予定です。

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/086/055/050323sinnrinn.pdf

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/36/65502.html>

(3) 熊本県菊池市が「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」を策定

熊本県菊池市は、本年3月に、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」を策定しました。

同方針では、今後5年間の森林環境譲与税の活用について、「森林整備」、「有害鳥獣対策」、「担い手確保・育成」及び「森林・木材の魅力化」の4つの基本方針を定めた上で、「森林経営管理制度に基づく森林整備の推進」、「地域林政アドバイザーや意向調査補助職員による経営管理の促進」など、17の使途を明記しています。

<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1446/3609.html>

(4) 滋賀県東近江市が森林経営管理法における基本方針を策定

滋賀県東近江市は、4月1日に、「東近江市森林経営管理法における基本方針」を策定しました。

同方針では、森林所有者自らによる管理を基本としつつ、森林所有者自らによる管理が期待できない森林は、森林経営管理制度の対象とし、森林所有者の意向を確認した上で、経営管理権を設定することとしています。また、森林経営管理制度を実施する経費は、森林環境譲与税の金額の範囲とすることを明記しています。

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000015922.html>

3. 林野庁からのお知らせ

(1) 森林技術総合研修所の研修「森林経営管理制度の実務」の研修生募集

林野庁森林技術総合研修所（東京都八王子市）では、7月4日～6日に「森林経営管理制度の実務1（オンライン）」、9月20日～9月22日に「森林経営管理制度の実務2（集合研修）」を開催します（※研修内容は同じ）。

同研修では、市町村の林務担当職員を対象に、森林経営管理制度を運用できる者を育成することを目的として、市町村による森林経営管理の取組事例の紹介や、課題の発表・意見交換などを行います。

研修生の募集期間については、「森林経営管理制度の実務1（オンライン）」は4月26日～6月7日、「同実務2（集合研修）」は7月上旬を予定しています。

研修生の募集は、都道府県を通じて行いますので、参加ご希望の方は、各都道府県にご相談願います。

(2) 「森林経営管理リーダー育成研修」の開催

林野庁では、令和元年度から、都道府県や市町村支援組織の担当職員を対象に、市町村を支援する技術者を育成する「森林経営管理リーダー育成研修（森林経営管理制度円滑化研修）」

を開催してきました。今年度からは、研修内容を「初心者向け」から「応用編」に見直し、市町村の取組に当たって、特に課題となっている「委託希望」の回答への対応や所有者不明森林への対応を中心に、全国の事例も提示しながら、課題解決の手法を説明する予定です。

今年度は、以下の通り、7月～11月に全国7会場（東京都、福井県、青森県、山口県、奈良県、徳島県、宮崎県）で開催する予定です。

各都道府県におかれては、既受講者を中心に、市町村支援担当職員を積極的に参加させて頂けるよう、特段のご配慮お願い致します。なお、参加者の募集開始は、後日、お知らせ致します。

【「森林経営管理リーダー育成研修」の日程】

- 7月11日～13日 : 東京会場
- 8月1日～3日 : 福井会場
- 8月30日～9月1日 : 青森会場
- 9月12日～14日 : 山口会場
- 10月3日～5日 : 奈良会場
- 10月31日～11月2日 : 徳島会場
- 11月20日～22日 : 宮崎会場

4. 5月の林野庁予定

- 5月9日 : 森林総合監理士育成（前期）研修（森林技術総合研修所）（講師：安田）
- 5月11日 : 奈良県十津川村との意見交換会（対応者：福田）
- 5月19日 : 地図づくりシンポジウム in 岐阜（岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会主催）（講師：福田）
- 5月19日 : 岡山県説明会（オンライン）（講師：武山）
- 5月22日 : 高知県説明会（講師：福田、武山）
- 5月23日 : 三重県説明会（講師：安田）
- 5月29日 : 新潟県説明会（オンライン）（講師：安田）
- 5月30日 : 岡山県説明会（オンライン）（講師：安田、武山）

本誌への記事掲載をご希望される都道府県・市町村がございましたら、森林集積推進室までご相談願います。ご提供いただいた情報は、担当者にご相談の上、公開可能な情報のみ掲載することも可能です。

※シューセキ！定期配信のお申し込み

シューセキ！の定期配信をご希望される方は、所属・氏名・電話番号を明記の上、「定期配信を希望する」旨、下記のメールアドレスまでご連絡願います。

(連絡先)

林野庁森林利用課 森林集積推進室

(室長) 福田

(森林経営管理制度) 安田、武山、長谷川、新井

(森林環境譲与税) 齊藤、中口、椿

〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

TEL : 03-6744-2126

Mail : shinrin_keieikanri@maff.go.jp